

京都市教育長訓令甲第4号

事務局

学校

幼稚園

教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成30年3月30日

京都市教育長 在田正秀

第3条第2項中「御所東小学校開設準備室長，伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室長」を「向島秀蓮小中学校教育企画推進室長，京北地域小中一貫教育校教育企画推進室長」に改め，同条第11項中「御所東小学校開設準備室長」を「向島秀蓮小中学校教育企画推進室長」に，「伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室長」を「京北地域小中一貫教育校教育企画推進室長」に改め，同条第14項中「伏見区向島小中一貫教育校開設準備室長」を「向島秀蓮小中学校開設準備室長」に改め，「，副室長」を削る。

別表総合教育センター所長の項第2号中「準ずる」を「準じる」に改め，同項に次の1号を加える。

- (5) 総合教育センターの3日以内の目的外使用許可（京都市地域コミュニティ活性化推進条例第2条第3号に規定する地域自治を担う住民組織による使用その他の教育長が別に定める使用（以下「地域使用等」という。）に限る。）に関する事。

別表京都まなびの街生き方探究館事務局長の項に次の1号を加える。

- (4) 京都まなびの街生き方探究館の3日以内の目的外使用許可（地域使用等に限る。）に関する事。

別表教育相談総合センター所長の項第1号中「準ずる」を「準じる」に改め，同項に次の1号を加える。

- (3) 教育相談総合センターの3日以内の目的外使用許可（地域使用等に限る。）に関する事。

別表学校歴史博物館事務局長の項第1号中「準ずる」を「準じる」に改め，同項第4号を同項第5号とし，同項第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 学校歴史博物館の3日以内の目的外使用許可（地域使用等に限る。）に関する事。

別表野外活動施設花背山の家所長の項第2号中「準ずる」を「準じる」に改め，同項に

次の1号を加える。

(4) 山の家³の3日以内の目的外使用許可（地域使用等に限る。）に関すること。

別表校長及び園長の項第6号中「1日」を「3日」に、「公職選挙法の規定によるものを除く。」を「地域使用等に限る。」に改める。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)